

松田町都市計画審議会の公開に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松田町情報公開条例（平成13年松田町条例第13号）第18条及び松田町都市計画審議会条例（平成12年松田町条例第3号）第9条に基づき、松田町都市計画審議会（以下、「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会は公開とする。ただし、会議の内容が松田町情報公開条例第5条各号の非公開情報に該当する場合又は審議会の公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第3条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って決定する。

(審議会開催の周知)

第4条 審議会の開催については、審議会開催日の2週間前までに公表する。ただし、審議会を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 公表の方法は、町広報紙、町ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。

3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。

(資料の配付及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴人に配付するものとする。その他の資料については、会長があらかじめ認めた場合は、会場入場時に貸与し、退出時に

返却させるものとする。

（傍聴人の決定等）

第6条 傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 傍聴申出の受付は、審議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

3 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申出人が定員に満たされない場合は、傍聴申出人全員を傍聴人として決定する。

4 前項後段で傍聴人を決定した後に傍聴の申出があった場合には、前2項の規定に関わらず、傍聴申出人を先着順により定員の範囲内で傍聴人として決定する。

5 傍聴人には、傍聴券及び審議案件表を交付する。

（入場制限）

第7条 次の者は、会場に入場することができない。

（1） 決定した傍聴人以外の者

（2） 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（3） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

（4） 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（5） ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

（6） 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（7） 酒気を帯びていると認められる者

（8） その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第 8 条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付された傍聴券は、会場を退場するまで所持し、会場を退場する際に受付に返却すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラー類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (5) 携帯電話機その他それらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) パソコン、ワープロその他これらに類する機器は使用しないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) みだりに席を離れないこと。
- (9) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (1 0) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(審議会会場の秩序の維持)

第 1 0 条 傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の傍聴)

第 1 1 条 報道関係者の傍聴については、この要領を準用する。ただし、第 6 条の規定は適用しないものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行する。

松 田 町 情 報 公 開 条 例 （ 抜 粋 ）

（ 会議の公開 ）

第18条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審査、審議、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。